

| | | |
|------|----|---|
| 事務局長 | 係長 | 係 |
| | | |

第9回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月4日(月)午前9時00分～午前9時40分

2. 開催場所 大町町役場 中会議室(2階)

3. 出席者 (8名)

| | | | |
|----|-------|-------------|-------|
| 委員 | 永尾 敏行 | 農地利用最適化推進委員 | 永尾 勝芳 |
| 委員 | 山下 洋一 | | |
| 委員 | 武村 哲也 | | |
| 委員 | 竹下 砂男 | | |
| 委員 | 梶原 一郎 | | |
| 委員 | 吉村 尚子 | | |
| 委員 | 中島 英昭 | | |

4. 欠席者 (2名)

| | |
|-------------|-------|
| 農地利用最適化推進委員 | 牛島 幸雄 |
| 農地利用最適化推進委員 | 山崎 和幸 |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■■

委員 ■番 ■■ ■■■

第2 【議案第15号】令和5年度農業経営基盤強化促進法(第11号)の諮問
について

【議案第16号】農地法第3条の規定による所有権の移転について(1件)

【議案第17号】非農地通知の発出について(2件)

【議案第18号】農地売買等特例事業に係る農地の売買について(3件)

6. その他

7. 農業委員会事務局

| | |
|-----|-------|
| 副課長 | 千住 靖弘 |
| 係長 | 津野 弘樹 |
| 主事 | 竹下 裕哉 |

8. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和5年度第9回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は永尾会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員をお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第15号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第11号)の諮問について議題に供します。事務局から議案第15号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第15号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第11号)の諮問について、説明をいたします。2ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第15号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第11号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。以上で議案第15号の朗読及び説明を終わります。

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第15号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第11号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

議案第15号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第11号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて、議案第 16 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転（1 件）について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは 5 ページをご覧ください。
令和 6 年 2 月 19 日に申請があった分について説明をいたします。

【以下、議案書に基づき議案第 16 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転について内容を朗読及び説明】

それでは、別紙の「3 条に係る意見書の許可基準調査書」を御覧ください。1.権利の種類ですが、今回は所有権の移転となっております。続いて 2.農地法第 3 条 2 項該当の有無です。第 1 号世帯員や機械の状況から全ての農地において耕作すると認められない場合については、家庭菜園程度の経験ではあるが、農地の規模は小さく、耕運機等の必要な農機具を所有されており全ての農地を耕作すると認められますので意見無しでよいかと思えます。第 2 号については法人ではありません。第 3 号は信託の引き受けではございません。第 4 号権利を取得しようとする者が、取得後耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合ですが、聞き取りにより常時従事すると認められますので該当しません。第 5 号所有権以外の権利を有する者が、その農地を貸付、又は質入れをしようとする場合ですが、該当しません。第 6 号権利を取得しようとする者の耕作内容、農地の位置・規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化等の周辺農地の総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合については、現利用状況から大きな変更はなく、周辺農地への支障はございません。以上により、許可相当ではないかと思われます。

議 長 ありがとうございます。何か質問等はございませんか。

■■委員 今後、耕作放棄や転用をされないように周知と定期的な現地確認が必要だと思う。

議 長 他に何かございませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 16 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転（1 件）について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第 16 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転（1 件）
について、原案のとおり決定いたしました。
それでは続きまして、議案第 17 号非農地通知の発出について
（2 件）について事務局より説明をお願いします。

事務局 非農地通知の発出は農地利用状況調査等の結果から、農地とし
て復元や今後の利用が困難であると思われる農地に対し非農地通
知を行うものです。
まず 1 件目については、■■委員ご本人に係る案件でございま
すので議事参与の制限により、一時退席をお願いいたします。

（■■委員 退席）

事務局 それでは 9 ページをご覧ください。
【以下、議案書に基づき議案第 17 号非農地通知の発出（1 件目）
について内容を説明】
説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。何か質問等はございませんか。

（質問・意見等なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 17 号非農
地通知の発出（1 件目）について、賛成の方は挙手をお願いします
です。

（全員挙手）

議 長 議案第 17 号非農地通知の発出（1 件目）について、賛成多数
により原案のとおり決定いたしました。

（■■委員 着席）

議 長 続いて、議案第 17 号の 2 件目について説明をお願いします。

事務局 11 ページをご覧ください。
【以下、議案書に基づき議案第 17 号非農地通知の発出（2 件
目）について内容を説明】
以上で、説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。何か質問等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 それでは採決いたします。議案第 17 号非農地通知の発出 (2 件目) について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第 17 号非農地通知の発出 (2 件目) について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて、議案第 18 号農地売買等特例事業に係る農地の売買 (3 件) について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、13 ページをご覧ください。
議案第 18 号農地売買等特例事業に係る農地の売買 (3 件) について説明いたします。■■地区のハウス団地に係る案件です。
【以下、議案書に基づき議案第 18 号農地売買等特例事業に係る農地の売買 (3 件) についての内容を朗読及び説明】
今回は、佐賀県農業公社から買受人の方々への売渡に係る案件です。

議長 ありがとうございました。何かあればお願いします。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
【議案第 18 号】農地売買等特例事業に係る農地の売買 (3 件) について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。【議案第 18 号】農地売買に係る農地の売買 (3 件) について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。
他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 それではこれもちまして、第 9 回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、4 月 3 日 (水) に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員